令和2年教育委員会第11回臨時会会議録

開会日時令和2年5月26日午前10時00分閉会日時同上午前11時33分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子

同職務代理者 望 月 京 子

委 員 日 髙 芳 一

委 員 齋藤初夫

委 員 塚本 亨

委員 青柳 豊

議場出席委員

教育次長
 安井喜一郎
 学校教育担当部長
 普谷幸弘
 教育総務課長
 鈴木雄祐
 学校施設担当課長
 森孝行
 ・学務課長
 山崎淳
 ・指導室長
 加藤憲司

・統括指導主事 木村 文彦 ・放課後支援課長 生井沢良範

・生涯学習課長 加納 清幸 ・生涯スポーツ課長 南部 剛

•中央図書館長 尾形 保男

書 記

·教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小 花 高 子 午前10時00分 開会を宣する。

 署名委員
 教育長 小 花 高 子
 委 員 望 月 京 子
 委 員 日 髙 芳 一

 以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和2年 教育委員会第11回臨時会を開会いたします。

次に本日の会議録の署名は私に加え、望月委員と日髙委員にお願いをいたします。よろしくお 願いいたします。

それでは、早速ですが議事に入ります。本日は議案等が 10 件、報告事項等が 7件でございます。

それでは、議案第35号「令和2年度葛飾区一般会計補正予算(第3号・教育費)に関する意 見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第35号について、ご説明をさせていただきます。

まず提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づきまして、区長から意見を求められましたので、本案を提出するものでございます。

なお、この後議案第 42 号まで同じ理由となりますので、この部分については割愛させていた だきたいと存じます。

こちらにつきましては、別添の予算案について異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、別添の資料の10ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは学校教育活動指導経費の教育情報化推進経費でございまして、まず①小学校プログラミング教材購入費といたしまして、1,402 万 5,000 円。それから②家庭学習環境整備経費といたしまして、5,606 万 5,000 円の計上でございます。

まず①のプログラミング教材の購入費でございますが、こちらは昨年度の補正予算に計上していたところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、教材の製造元である中国の工場の機能が停止してしまいまして、昨年度契約に至らなかったものでございます。その後、教材の供給体制が整ったことから、いち早く教材を調達するために既に既定の予算を活用させていただきまして、契約を行いました。今般の補正予算でその分を補塡するものでございます。

②の家庭学習環境整備経費につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症による学校休業に伴いまして、学習面において最も影響が大きいと考えられます中学3年生を対象といたしまして、学習者用の端末の借上料、こちらが約2,400万円。またインターネット環境のない家庭の子どもたちに対する環境の整備といたしまして、家庭学習用のモバイルルーターの購入費、こちらが約800万円。またその通信費、こちらが約2,400万円を計上するというものでございます。

なお、この②に関しましては東京都の補助がございまして、恐れ入ります。 1 枚前をおめくり

いただきまして8ページ、下から4項目めでございますが、家庭学習通信環境整備支援事業費といたしまして、3,169万6,000円を計上してございます。

続きまして恐れ入ります。12 ページをおめくりください。こちらは社会体育費で、運動場等整備経費でございます。小菅東スポーツ公園テニスコート整備経費の債務負担行為を補正するものでございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして設計の完了が当初予定していた時期よりも後ろ倒しとなりましたために、工期が1年延伸するといったことが見込まれてございます。このことに伴いまして、債務負担行為の期間及び経費を変更するものでございます。

1枚おめくりいただきまして 13 ページ、一番最後になりますが、この表の上から2番目と3番目に係る項目がございまして、左から2列目、期間でございますが、こちらはいずれも令和3年度までの債務負担としていたところでございますけれども、令和3年度から4年度ということで変更してございます。

また3列目の限度額でございますけれども、こちらにつきましては、工事の監理業務委託を600万円から624万円に、24万円の増額。それからまた整備工事費が7億1,610万円のところを7億6,070万円と、4,460万円の増額とするものでございます。

補正予算の説明については以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますか。 青柳委員。
- ○青柳委員 家庭学習環境整備経費の5,606 万5,000 円、これは中学3年生からタブレット端末、モバイルルーター及び通信費ということで見ていると思うのですけれども、これは令和2年度の中学校3年生であるかということと、それはいつぐらいに開始できるのかというところを教えていただけたらと思います。
- ○教育長 指導室長。
- ○指導室長 今お話にありましたとおり、令和2年度の中学校3年生を、まずは優先してということで進めてまいりたいと考えております。今回の補正予算が成立いたしましたら、スピード感をもって、早ければ7月からということで進めているところでございます。
- ○**青柳委員** なかなか忙しい中大変ですけれども、できるだけ早く届けてあげたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。ありがとうございました。
- ○教育長 そのほかにございますでしょうか。塚本委員。
- ○**塚本委員** 若干関連するかもしれませんけれども、前回の当委員会でもご説明いただいたのですが、Wi-Fi、あるいはルーター等のいわゆる通信環境ですが、多分大変ご苦労されて設置をされていると思うのですが、現下で少しは向上しているのかどうか、状況把握ができたらお教

え願いたいのでよろしくお願いします。

- ○教育長 指導室長。
- ○指導室長 現在、家庭の通信環境については調査をしておりまして、細かな数字を精査しているところでございますけれども、現時点で、精査をする前でございますけれども、インターネット環境が家庭に整っていないご家庭、または環境があっても学習に使える端末がない、このような実質的に活用するような環境が難しいという家庭については小学校が平均で 21.7%、中学校につきましては9%ということでございます。

今後精査するところで上下すると思いますけれども、このような実態がございますので、先ほどお話のあったモバイルルーターやLANなど、こういった環境をなるべく改善していくことが 急がれる課題であると認識しております。

○教育長 そのほかいかがでございますか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。議案第 35 号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第35号について原案のとおり可決といたします。

次に議案第36号「葛飾区立小松中学校外構整備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程 いたします。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 それでは、議案第 36 号「葛飾区立小松中学校外構整備工事請負契約締結 に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

1枚おめくりください。契約締結案でございます。内容につきましては添付いたしました参考 資料により説明させていただきますので、恐れ入りますが、もう1枚おめくりいただき、参考資料をご覧ください。

本件につきましては、現在改築を進めている小松中学校につきまして、外構整備工事請負契約を締結するものでございます。

1の工事件名は、葛飾区立小松中学校外構整備工事でございます。

2の工事箇所は、葛飾区新小岩四丁目30番1号。

契約金額は、2億1,648万円でございます。

契約の相手方は、葛飾区新小岩三丁目 11番7号、株式会社田辺工務店。

工期は、契約締結の日の翌日から令和3年2月26日まででございます。

恐れ入ります。裏面をご覧ください。参考といたしまして、工事の概要を記載しております。 また、別紙として小松中学校の案内図を添付しております。 恐れ入ります。案内図の裏面をご覧ください。こちらが学校の配置図でございます。記載がありますグラウンド整備計画地、外部倉庫等計画地、駐輪場計画地などが今回の工事対象でございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 36 号について、原案のとおり可決することにご異議は ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第36号について原案のとおり可決といたします。

次に議案第 37 号「葛飾区小中一貫教育校高砂けやき学園葛飾区立高砂小学校既存校舎一部解 体工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 続きまして、議案第 37 号「葛飾区小中一貫教育校高砂けやき学園葛飾区 立高砂小学校既存校舎一部解体工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。 別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

1枚おめくりください。契約締結案でございます。内容につきましては添付いたしました参考 資料により説明させていただきますので、恐れ入りますが、もう1枚おめくりいただき、参考資 料をご覧ください。

本件につきましても、現在改築を進めている高砂小学校につきまして、既存校舎一部解体工事請負契約を締結するものでございます。

1の工事件名は、葛飾区小中一貫教育校高砂けやき学園葛飾区立高砂小学校既存校舎一部解体 工事でございます。

2の工事箇所は、葛飾区高砂三丁目30番1号。

契約金額は、1億4,410万円でございます。

契約の相手方は、埼玉県行田市樋上272番地、関東建設興業株式会社。

工期は、契約締結の日の翌日から令和3年2月26日まででございます。

恐れ入ります。裏面をご覧ください。参考といたしまして、工事の概要を記載しております。 また、別紙として高砂小学校の案内図を添付しております。

恐れ入ります。案内図の裏面をご覧ください。こちらが学校の配置図でございます。斜線の箇 所が今回の工事範囲でございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 37 号について、原案のとおり可決することにご異議は

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第37号について原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 38 号「葛飾区立西小菅小学校普通教室棟解体工事請負契約締結に関する 意見聴取」を上程いたします。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 続きまして、議案第 38 号「葛飾区立西小菅小学校普通教室棟解体工事請 負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

1枚おめくりください。契約締結案でございます。内容につきましては添付いたしました参考 資料により説明させていただきますので、恐れ入りますが、もう1枚おめくりいただき、参考資料をご覧ください。

本件につきましては、改築を進めている西小菅小学校について、普通教室棟解体工事請負契約を締結するものでございます。

1の工事件名は、葛飾区立西小菅小学校普通教室棟解体工事でございます。

2の工事箇所は、葛飾区小菅一丁目25番1号。

契約金額は、1億4,245万円でございます。

契約の相手方は、葛飾区西水元一丁目 17番 12号、株式会社高田工業。

工期は、契約締結の日の翌日から令和3年1月29日まででございます。

恐れ入ります。裏面をご覧ください。参考といたしまして、工事の概要を記載してございます。 また、別紙として西小菅小学校の案内図を添付しております。

恐れ入ります。案内図の裏面をご覧ください。こちらが学校の配置図でございます。斜線の箇 所が今回の工事範囲でございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。議案第 38 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第38号について原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 39 号「葛飾区立北野小学校外壁改修(塗装)その他工事請負契約締結に 関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 続きまして、議案第 39 号「葛飾区立北野小学校外壁改修(塗装) その他

工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

1枚おめくりください。契約締結案でございます。内容につきましては添付いたしました参考 資料により説明させていただきますので、恐れ入りますが、もう1枚おめくりいただき、参考資 料をご覧ください。

葛飾区立北野小学校につきましては、葛飾区区有建築物保全工事計画により、保全工事が必要な時期の対象物件となっております。このことを踏まえまして、葛飾区立北野小学校外壁改修 (塗装) その他工事を行うものでございます。

1の工事件名は、葛飾区立北野小学校外壁改修(塗装)その他工事でございます。

2の工事箇所は、葛飾区柴又三丁目 10番1号。

契約金額は、1億6,856万4,000円でございます。

契約の相手方は、葛飾区高砂一丁目 23 番 3 号、清水ペイント株式会社。

工期は、契約締結の日の翌日から令和3年3月12日まででございます。

恐れ入ります。裏面をご覧ください。参考としまして、工事の概要や規模を記載しております。 また、別紙として北野小学校の案内図を添付しております。

恐れ入ります。案内図の裏面をご覧ください。こちらが学校の配置図でございます。記載して おります校舎棟と体育館棟などが今回の工事箇所でございます。

なお、石綿除去工事は体育館棟外壁と校舎棟の一部ひさし裏の塗膜除去でございます。

その他工事としましては、建材の塗り替えや渡り廊下の貼り替え、外部照明改修などがございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。 齋藤委員。
- ○齋藤委員 塗装になっているのですけれども、中身を見ると「石綿除去工事」とあるのですが、 これはどういう工事なのですか。
- ○教育長 学校施設担当課長。
- ○学校施設担当課長 こちらなのですけれども、体育館の外壁と配置図にございます校舎棟の一番下に渡り廊下のようなものがありまして、道下になっている部分のひさしの裏の、塗装の中に石綿が入っているというのが分かっておりますので、そこが飛散しないように囲い込みまして、除去してから塗装するというものでございます。
- ○教育長 そのほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。議案第 39 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

○教育長 異議なしと認め、議案第39号について原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 40 号「葛飾区立末広小学校外壁改修(塗装)その他工事請負契約締結に 関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 続きまして、議案第 40 号「葛飾区立末広小学校外壁改修(塗装) その他 工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

1枚おめくりください。契約締結案でございます。内容につきましては、添付いたしました参 考資料により説明させていただきますので、恐れ入りますが、もう1枚おめくりいただき、参考 資料をご覧ください。

葛飾区立末広小学校につきましては、葛飾区区有建築物保全工事計画により、保全工事が必要な時期の対象物件となっております。このことを踏まえまして、葛飾区立末広小学校外壁改修 (塗装) その他工事を行うものでございます。

1の工事件名は、葛飾区立末広小学校外壁改修(塗装)その他工事でございます。

2の工事箇所は、葛飾区金町四丁目 21番1号。

契約金額は、1億5,415万3,340円でございます。

契約の相手方は、葛飾区新小岩三丁目 28番 20号、笹崎塗装株式会社。

工期は、契約締結の日の翌日から令和3年3月12日まででございます。

恐れ入ります。裏面をご覧ください。参考としまして、工事の概要や規模を記載しております。 また、別紙として末広小学校の案内図を添付しております。

恐れ入ります。案内図の裏面をご覧ください。こちらが学校の配置図でございます。記載して おります校舎棟と体育館棟などが今回の工事箇所でございます。

なお、石綿除去工事は体育館棟外壁と校舎棟のひさし裏の途膜除去でございます。

その他工事としましては、一部屋上の防水、建材の取替え、照明器具の取替えがございます。 説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。 齋藤委員。
- ○齋藤委員 学校の改修のところのくだりで、夏休みがなかなか使いにくいことになっていて、 工期などをすり合わせてやったと思うのですけれども、その状況をお聞かせいただきたいです。
- ○教育長 学校施設担当課長。
- ○**学校施設担当課長** 今回の新型コロナウイルス感染症の影響で夏季休業の短縮というのは、早い段階から見込まれているところもございまして、そういったことも踏まえながら施設部と検討

したところでございます。夏休み、先ほど委員がおっしゃったとおり、工期は大変なのですけれども、大まかな部分に関しましてはやりくりし、何とか工期の見直しなどをしながらやれる状況ではございますが、幾つかの工事に関しましては来年度に見送らなければいけないという見込みでございます。

ただ、大部分に関しては何とか実施していきたいと考えております。

- ○教育長 そのほかにございますか。
 - 青柳委員。
- ○**青柳委員** 今のご質問のお答えに関して、ということは、工期は一応今年度中に終わるという 形になっているのですけれども、延びる可能性があるという認識ですか。
- ○教育長 学校施設担当課長。
- ○学校施設担当課長 細かな部分は学校と個別で打ち合わせないといけないこともあるのですけれども、ほとんどの工事に関しましては何とか今年度中に納めたいと考えております。しかし、幾つかの工事で、今年度の工期が取れないものに関しては来年度以降に実施を検討する必要があると考えております。
- ○**教育長** 今回の議案については、工期3月 12 日までの中で、既に調整をして、できるという 見込みで工期を設定しているということですか。
- ○学校施設担当課長 そのとおりでございます。
- ○教育長 そういうことで、よろしいでしょうか。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 40 号について、原案のとおり可決することにご異議は ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、異議なしと認め、議案第 40 号について、原案のとおり可決といたします。 続きまして、議案第 41 号「葛飾区郷土と天文の博物館常設展示室展示物製造等委託契約の変 更に関する意見聴取」を上程いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、議案第 41 号「葛飾区郷土と天文の博物館常設展示室展示物製造等 委託契約の変更に関する意見聴取」について、説明を申し上げます。

本件でございますけれども、次ページにございます別添の契約変更案について、異議のない旨 を区長に回答いたしたいと考えているところでございます。

内容につきましては2枚おめくりいただきまして、参考資料で説明申し上げます。

1の契約件名でございます。葛飾区郷土と天文の博物館常設展示室展示物製造等委託でございます。

- 2の契約の相手方は、東京都墨田区両国にございます中村展設株式会社でございます。
- 3の変更内容でございますけれども、変更前の履行期間「令和2年7月5日まで」から、
- (2) にございます変更後の履行期間「令和2年9月30日まで」に変更するものでございます。 4の変更理由でございます。昨日まで発出されておりました新型コロナウイルス感染症対策に 伴う緊急事態宣言によりまして工事を一時中止したため、後ほどご報告いたしますけれども、履 行期限を1か月延伸する専決処分を行いましたが、緊急事態宣言が再延長された場合のリスク等 を総合的に判断し、履行期限を延伸するものでございます。

なお、契約金額2億400万円には変更はございません。

本件につきまして、私からの説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

- ○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。 塚本委員。
- ○**塚本委員** 私、失念してしまったのですが、特にコロナ禍ということで、工期の延長は十分理解できますけれども、製作物というのは、具体的にどんなものを製作されているのですか。
- ○教育長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 製作物でございますけれども、収蔵品を新しく造るというものではなくて、収蔵品を格納するショーケース。それと、常設展示室につきましては段差がございましたので、そこのバリアフリー化を今、図っているところでございます。
- ○塚本委員 ありがとうございました。
- ○教育長 そのほかに、ご質問ございますか。
 齋藤委員。
- ○**齋藤委員** 直接関係ないのですけれども、要望で。つい最近もどこかの区か市に行ったときに、ブックレット的な薄い冊子が置いてあって、いろいろな紹介をしていたのですね。昔、視察に行った萩市ではブックレットにして100とか150とか番号を振って、ずっと書いてあって、市のPRをすごくやっているのだなと感じたものです。

今も冊子はいろいろ出ているのですけれども、何というか単発的に出ているような気がしているのです。郷土と天文の博物館はいろいろな資料がある場所なので、区民や区外の方に葛飾区を知ってもらうために、例えばブックレットのようになっていて、それを見ると葛飾のことが分かるというような取組ができたらありがたいと感じたものですから、検討していただけたらありがたいと思います。要望だけしておきます。

- ○教育長 要望でよろしいでしょうか。
- ○齋藤委員 はい。
- ○教育長 そのほかにご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 41 号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第41号について、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 42 号「葛飾区立図書館設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

中央図書館長。

○中央図書館長 議案第 42 号「葛飾区立図書館設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、ご説明を申し上げます。

2枚目の条例案につきまして、異議のない旨、区長に回答したいと考えてございます。

恐れ入ります。3枚目、新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側が改正案、下線部が改 正箇所でございます。

第2条第2項の下線部ですが、「葛飾区立新宿図書センター」を「葛飾区立にいじゅく地区図書館」と改正するものでございます。

1枚おめくりいただいて、参考資料でございます。

2番の改正内容にも記載してございますけれども、館名を平仮名で「にいじゅく」としてございます。これにつきましては、直近の平成 29 年に小菅地区に設置した地区図書館も地域に親しみを持っていただこうということで、平仮名で「こすげ」と命名した経緯がございます。

3、付則の施行日でございます。葛飾区教育委員会規則で定める日から施行するとしてございます。予定では令和3年7月にオープンと考えてございますが、緊急事態宣言の影響によりまして、工事の進捗が現在予想しづらい状況になってございます。今現在のところ遅れているという話は入ってきてございませんけれども、先月におきまして、一旦工事を止めていたという状況もございました。したがいまして、教育委員会規則にて具体的に確実に予定できる期日を決定してまいりたいと考えているものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。 それでは、お諮りいたします。議案第42号について、原案のとおり可決することにご異議は ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第42号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 43 号「葛飾区立小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園の臨時休業について」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第 43 号「葛飾区立小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園の臨時休業について」説明を申し上げます。

まず提案理由でございます。葛飾区立学校設置に関する条例別表に定めます小学校、中学校、 特別支援学校及び幼稚園につきまして、学校保健安全法第 20 条の規定に基づきまして臨時休業 をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

内容でございます。葛飾区立学校設置に関する条例別表に定めます小学校、中学校、特別支援 学校及び幼稚園を令和2年5月26日から同年5月31日まで臨時休業とするものでございます。 本件の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。 それでは、お諮りいたします。議案第 43 号について、原案のとおり可決することにご異議は ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第43号について、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 44 号「葛飾区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を 上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、議案第 44 号「葛飾区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する 規則」について、ご説明をさせていただきます。

まず提案理由でございますが、臨時休業の実施に伴い不足した授業時数を夏季休業日の短縮等により確保するほか、所要の改正をする必要がございますので、本案を提出いたします。

1枚おめくりください。新旧対照表をご覧いただければと思います。

付則の部分でございますが、まず3です。葛飾区立学校の学期及び休業日に関する特例とさせていただきます。令和2年度に限り、学校の第1学期は4月1日から8月24日までとし、第2学期は8月25日から12月31日までとする。

次に4でございます。令和2年度に限り、学校の夏季休業日は8月8日から同月24日までとし、開校記念日及び都民の日条例第2条に規定する都民の日は休業日としないとしてございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。 青柳委員。
- ○青柳委員 要望になるのですけれども、去年、一昨年辺りから夏の暑さが本当にひどいものになってきておりまして、特に8月の初旬などは例年すごく暑いということで、その暑さ対策及びその応急処置というものに対しても十分配慮して、学校運営をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○教育長 ご要望でよろしいでしょうか。
- ○青柳委員 はい。
- ○教育長 そのほかにご質問などはございませんでしょうか。
 齋藤委員。
- ○**齋藤委員** 今の冷房の件がありましたけれども、ちょうど新型コロナウイルス感染症対策として換気も必要になって、換気をしながら冷房をしなくてはならないという状況があるかもしれないし、様々な困難が今回はあると思うのですね。

ですけれども、授業日数を確保するために判断してできた計画ですので、しっかりやっていただきたいというのと、コロナ対策や冷房、3密などの配慮をしっかり考えて、取り組むようにしていただきたいということがお願いです。

それから、土曜日については、次の段階として余裕を持って残してくれているということなので、賢明な判断だと思いますので、ぜひ今回の計画どおり行くことを願っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○教育長 そのほかにいかがでしょうか。塚本委員。
- ○**塚本委員** 今、青柳委員と齋藤委員がおっしゃっていただきましたように、本当に大事な時期で、この環境下、特に新しい生活様式というのが様々に叫ばれています。マスクそのものがもうファッションではなくて、生活の一部となっております。

そこで懸念されますのが、屋外での体育のときの取扱い。急に酸欠状態を起こしたりというのがニュースソースに出ていますので、現場で十分に対応していただいて、健康管理をやってというところをさらに指導していただければとお願いいたします。

○教育長 そのほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 44 号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第44号について、原案のとおり可決といたします。 以上で議案等10件を終わります。

続きまして、報告事項等に入ります。報告事項の1「令和2年度学校改築の取組について」の 報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 それでは「令和2年度学校改築の取組について」ご報告いたします。 現在、改築を進めている学校について、令和2年度の取組状況をご報告するものでございます。 なお、今年度は新型コロナウイルス感染防止対策や学校休業に伴う夏季休業期間の短縮を踏ま えまして、当初の計画のとおり工事を竣工させるため、必要に応じて工事工程等の見直しを行っております。

それでは初めに、1の小松中学校でございます。

令和2年2月に新校舎が竣工し、新型コロナウイルスの影響により学校の休業がありましたが、 4月から新校舎での学校運営を開始しております。

今年度は、既存体育館や仮設校舎の解体工事及び外構整備工事を行い、改築事業の完了は、令和3年2月の予定でございます。

次に、2の本田中学校でございます。

平成31年3月から引き続き、改築・改修工事を行っております。

今年度は、夏季休業期間の短縮を踏まえ、改築・改修工事の工程を見直し、7月上旬から順次 学校機能を新校舎へ移し、改築・改修工事の竣工は、令和2年10月の予定でございます。

次に、3の東金町小学校でございます。

令和元年度に一部校舎・屋内運動場・屋外プールの解体工事を完了し、現在は新校舎の建設工事を行っております。

今年度は、引き続き新校舎の建設工事を進め、新校舎での学校運営は令和3年9月を予定して おります。

次に、高砂けやき学園 高砂小学校・高砂中学校でございます。

令和元年度に小学校屋外プールの解体工事や中学校屋外プールの改修工事を完了し、現在は小学校仮設校舎の建設を行っております。

今年度は、夏季休業期間の短縮を踏まえ、工事工程等の見直しを行い、令和2年9月から小学校仮設校舎での学校運営を開始するとともに、既存の小学校校舎の一部を解体し、小学校・中学校合築の新校舎の改築工事に着手する予定でございます。

次に、5の西小菅小学校でございます。

令和元年度に屋外プールの解体工事を完了し、現在は仮設校舎の建設を行っております。

今年度は、令和2年9月から仮設校舎での学校運営を開始するとともに、既存の小学校校舎の 一部を解体し、新校舎の改築工事に着手する予定でございます。

次に、6の水元小学校と道上小学校でございます。

両校につきましては、令和元年 11 月に改築基本構想・基本計画を策定し、今年度は、改築の基本設計(案)を取りまとめ、地域への説明会を開催する予定でございます。

次に、7の二上小学校、よつぎ小学校でございます。

今年度は、学校評議員、青少年委員、PTA、学校長などの学校関係者及び通学区域の自治町会長などで構成する改築懇談会を年4回程度開催する予定でございます。この改築懇談会で基本構想・基本計画(案)をまとめ、その後、保護者への周知や近隣住民への説明会を経て、基本構

想・基本計画を策定する予定でございます。

なお、二上小学校の改築懇談会の設置に当たりましては、隣接する葛飾区二上保育園の施設更 新をあわせて検討を進めるため、保育園長を委員に加えております。

ご報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。 齋藤委員。
- ○**齋藤委員** 葛飾区の学校の改築のときに基本的に考えてもらいたいと、これまでも言ってきているのですけれども、浸水のレベルが、水元方面と新小岩方面、またこの立石地域で、かなり大きな差がありますよね。

電信柱に赤い線が入っているのを見ても大きな違いがありますので、結局、避難所が水没して しまってはいけないと思いますし、水元では1メートルとか 50 センチですから避難できても、 新小岩のほうはかなり水深が深くなっていますので、その地域の状況やハザードマップを見なが ら、避難所がどうあるべきかという視点を必ず置いて、検討をすべきではないかと思います。

特に今回、水元小学校・道上小学校、それから二上小学校・よつぎ小学校が、その段階に入ってきているので、そういう視点をしっかり置いてやっていただくことが区民の命を守ることになるので、ぜひその辺だけは留意して考えていただくことを希望しておきます。

- ○学校施設担当課長 分かりました。
- ○教育長 そのほかにございますでしょうか。塚本委員。
- ○**塚本委員** 今、齋藤委員がくしくもおっしゃっていただいたのですけれども、やはり今回のコロナ禍でもそうでしょうけれども、公益性を持った避難所の機能というのはどうしても公共施設にございますので、その辺の備蓄の問題等もございますし、それと簡易トイレの問題、それに併せて既に実施する計画の中にすでに実施されていると思うのですが、今のハザードマップの件は非常に大切なことですので、十分留意していただきたいなと思います。

それと、コロナウイルスがどういう収束をするかは分かりませんけれども、今までの防災の、 災害拠点での避難所生活でのソーシャルディスタンスを保つという部分で行くとまた違った運営 のマニュアルを早急に作成しなければいけないのかなという部分が心配されますので、それも併 せてご検討いただければよろしいのでお願いいたします。以上です。

- ○教育長 それでは、日髙委員お願いいたします。
- ○**日高委員** 私も今、塚本委員お話のように、ぜひその辺りをご配慮いただきたいなということ と併せて、夏季休業期間の短縮、このことを鑑みて工事工程の見直しがどうしても必要になって くると思います。

同時にコロナの動きは今後どうなるのかという見通しは不明なのですよ。そういう中で、余計

調整が必要な場合が出てくるのではないかと思いますので、大変多くの学校の改築等をしていただくことはありがたいことですけれども、その辺りは十分配慮して、円滑に進めていただきたいとお願いしたいと思います。

○**教育長** その辺りはしっかり調整をしながら、進めていただきたいと思います。 ほかにはいかがでしょうか。

望月委員。

○望月委員 各委員さんから出ましたけれども、昨年の台風のときにかなりこの話も皆さんとお話ししたと思うのですけれども、ぜひ避難所ということも考えて、そこの点だけはきちんとして、地震だけではなく水害にも耐えるような新しい校舎ができるように、これから新しくするところは考えながらやっていただけたらいいなと思います。

それとあと一つだけ、備蓄の件がやはり出ましたけれども、備蓄倉庫が1階にあると絶対、少しの水でも役に立ちません。ですからそこの点は改築を含めて考えていただければいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○教育長 ご要望でよろしいでしょうか。
- ○望月委員 はい。要望です。
- ○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項の1を以上で終わりといたします。

次に報告事項の2「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う就学援助準要保護認定者に対する 学校給食費相当分の支給について」の報告をお願いします。

学務課長。

○**学務課長** それでは「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う就学援助準要保護認定者に対する学校給食費相当分の支給について」ご説明を申し上げます。

1の理由でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によります学校の臨時休業に伴いまして、学校給食が提供できなくなったことから、臨時休業期間中の昼食費の補助といたしまして、区立小中学校等の就学援助準要保護認定者に対しまして、学校給食費相当分を支給するものでございます。

2の対象者及び対象月でございます。 (1) の令和元年度準要保護認定者につきましては令和 2年3月分を、 (2) の令和2年度準要保護認定者につきましては令和2年4月及び5月分を対 象といたします。

3の支給時期につきましては、記載のとおりでございます。

4の支給金額でございますけれども、(1)の小学生、(2)の中学生、こちらの金額につきましては、就学援助の中で、それぞれ学校給食費として支給する金額でございます。

ご説明は以上でございます。

- ○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。 齋藤委員。
- ○**齋藤委員** 前に、この対応を要望していて早速取り組んでいただいたので、感謝したいと思います。

それから、準要保護の就学援助ですけれども、先に厚生労働省から、新型コロナウイルスの影響で経済的に急に苦しくなった方がいるので、2月、3月に急変した方についてもしっかり取り組んでいただきたいという話がございまして、普通ですと、前年度の所得で考えていくわけですけれども、葛飾区として、その辺の対応というのはどうなっているのか、教えていただければと思います。

- ○教育長 学務課長。
- ○**学務課長** 本制度につきましては、認定に当たりましては前年の所得について判定をさせていただいて、生活保護基準に対して 1.2 倍の範囲の中の所得の方を認定することを原則としています。

しかしながら、この制度の要綱に定めておりますのはもう一点ございまして、本年に、例えば 罹災されたご家庭の方に対しては、本年の所得が急激に減じている場合においても申請をいただ けるような仕組みとしてございます。

所得の減収部分については、どのように認定するかというところは技術的な課題もありますけれども、現在、ホームページ等で、こちらの部分につきましても、申請は可能である旨、改めて 区民の皆様にお知らせをしているところでございます。

- ○教育長 齋藤委員。
- ○**齋藤委員** そういう制度があるということを区民はホームページにあってもなかなか理解できないところがございますので、何らかの方法を考えて、丁寧に周知していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○教育長 望月委員。
- ○望月委員 要望です。今、齋藤委員がおっしゃったように、本当に困っている家庭が今、すごくいると思います。そういう家庭を早く見つけて、即対応できるような形を取っていただけたらなと思いますので、お願いします。
- ○教育長 そのほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項の2を以上で終わりといたします。

続きまして、報告事項の3「令和2年度葛飾区立学校児童・生徒・園児数」についての報告を お願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは「令和2年度葛飾区立学校児童・生徒・園児数」につきまして、令和2年

5月1日現在の状況がまとまりましたので、ご報告申し上げます。

まず資料の1ページ左側のタイトルで、「葛飾区教育委員会」と記載がございます四角の囲みの中をご覧ください。

まず、①小学校でございます。今年度、児童数は2万630人、学級数は727学級で、前年度と 比較いたしまして児童数が13人の増、学級数が8学級の増となってございます。

次に、②中学校でございます。今年度、生徒数は8,621人、学級数は283学級で、前年度と比較して生徒数が158人の増、学級数が3学級の増となってございます。

小中学校の合計は記載のとおりでございまして、前年度と比較して、児童・生徒数が171人の 増、学級数が11学級の増となってございます。

次に、③特別支援学校・保田しおさい学校の児童数でございますが、11 人で、前年度と比較 して5人の減となってございます。

次に、④幼稚園の園児数でございますが、82 人で、前年度と比較して 28 人の減となってございます。

囲みの下側から右側にかけまして、ただいま説明申し上げました数値のそれぞれ内訳を記載しているところでございます。

①の表「小学校」につきましては、表側の区分「通常学級」が 685 学級、児童数が 2万 414 人でございます。

その下の「特別支援学級」でございます。知的障害の固定学級が31学級で211人、情緒障害の固定学級が1学級で5人でございます。通級学級につきましては、弱視1、難聴1、言語障害2の4学級で、41人でございます。

その下の「特別支援教室」につきましては 891 人で、前年度と比較して 41 人の増となってございます。

また、通級の「日本語学級」につきましては、中之台小学校が2学級、松上小学校が3学級、 合わせまして5学級69人で、前年度と比較して5人の増となってございます。

次に、ページの右側②の表「中学校」につきましては、通常学級が 253 学級 8,458 人でございます。

その下の「特別支援学級」でございます。知的障害の固定学級が 18 学級で 126 人、情緒障害の固定学級が 1 学級で 6 人。通級学級につきましては、弱視 1、難聴 1 の 2 学級で 6 人でございます。

その下の「特別支援教室」につきましては、225 人で、前年度と比較して4人の減でございます。

また、通級の「日本語学級」につきましては、新小岩中学校に3学級、亀有中学校に1学級、 合わせて4学級67人で、前年度と比較して20人の増となってございます。 その下の「夜間学級」につきましては、通級学級が3学級で、生徒数が10人となってございます。

また「日本語学級」が2学級で21人。全体で5学級で31人となってございます。

③の「特別支援学校」の各学年の人数、④の各幼稚園の各年齢の園児数につきましては、それ ぞれ表に記載のとおりでございます。

1枚おめくりください。2ページから4ページまでには、各小・中学校の内訳を記載してございます。参考までに申し上げます。2ページをご覧ください。表の左側に番号を振ってございます。

7番の上千葉小学校の児童数が 700 人を超えております。一方で 29 番の木根川小学校の児童 数が 150 人を下回っている状況でございます。

最後のページ、4ページになります。中学校でございます。

2番の金町中学校及び23番の葛美中学校が500人を超えております。一方で8番の中川中学校、11番の双葉中学校が200人を下回っている状況でございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。 それでは、報告事項の3を以上で終わりといたします。

続きまして、報告事項の4「令和元年度葛飾区立小・中学校卒業生の進路状況について」の報告をお願いします。

指導室長。

○**指導室長** それでは「令和元年度葛飾区立小・中学校卒業生の進路状況について」ご報告をさせていただきます。

まず1番でございます。「令和元年度葛飾区立小学校卒業生(令和2年3月卒業)の進路状況」でございます。

卒業生総数につきましては、3,497人。全ての児童が進学をしております。

そして、都内には 3,402 人、都外には 95 人、そして都内のうち、公立に進んだ児童が 2,953 人、国立が 3 人、私立が 446 人でございました。

公立の学校の内訳を見ますと、葛飾区立中学校に進んだのが 2,901 人、葛飾区立以外の中学校 が 20 人、都立中学校等が 30 人、特別支援学校が 2 人。

葛飾区立中学校に進んだうちの校区内に進んだ児童数が 2,631 人、校区外が 270 人でございました。

2ページをご覧ください。過去5年間の差異についてお示しをしているところでございます。 特に目立ったところと言いますと、卒業生総数に対しての葛飾区立学校に進んだ児童でござい ますが、令和元年度は2,901人おりました。その中で校区内、校区外ということでございますが、 令和元年度については校区内に進んだのは 2,631 人、校区外については 270 人ということで、その前年度と比べますと、若干校区内に進んでいる率が下がっている状況が見られます。

そして私立中学校でございますが、令和元年度につきましては、446 人でございます。 12.75%でございますが、前年度に比較すると若干増えている状況でございます。

次に2番、3ページをご覧ください。令和元年度葛飾区立中学校卒業生の進路状況でございます。

卒業生総数は 2,838 人、進学が 2,792 人、就職が 19 人、職業教育機関等が 11 人、在家庭者が 15 人、その他が 1 人でございました。

進学についての内訳でございます。公立に進みましたのが 1,816 人、国立が 6 人、私立が 970 人でございました。

そして、職業教育機関等の内訳でございますが、専修学校が6人、各種学校が4人、職業訓練 学校が1人でございました。

在家庭者の内訳でございますが、進学希望については7人、就職希望については2人、家事・ 家業手伝いが6人の内訳でございました。

これについても4ページをご覧ください。過去5年間ということでお示しをしております。 主だった特徴的なところでございますけれども、公立の高校に進んだのが、1,816 人で、 65.04%でございました。昨年度に比べますと、横ばいの状況でございます。

私立高校に進んだ人数は 970 人で、34.74%でございます。この率につきましても、おおむね割合を見ますと横ばいになっております。ちょうど平成 29 年から私立高校助成制度というのが始まりましたので、平成 29 年度には私立高校の割合が増え、都立・公立の学校の割合は減少しましたけれども、過去3年、そのようなところから約5%ぐらい動いて、そこから横ばいで推移しているかなと考えているところでございます。

ご報告は以上でございます。

- ○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。 青柳委員。
- ○青柳委員 中学生の進路についてなのですけれども、項目の「その他」のその次の項目の「その他」というのは、令和元年度はゼロだったのですけれども、それまで何人かあって、どういう感じのものなのか、教えてください。
- ○教育長 指導室長。
- ○**指導室長** 昨年度でございますが、インターナショナルスクールに行くなどが「その他」ということでございます。
- ○**青柳委員** ありがとうございます。この表の中で「その他」というところはやはりどうしても気になってきますし、その上の「在家庭者」の中の「その他」というのも気になってくるところ

でもあるので、この辺をどうにか見ていきたいなと考えておりますので、また今後とも情報提供等よろしくお願いいたします。

- ○教育長 指導室長。
- ○指導室長 この「進学希望」、または「就職希望」につきましては、現在希望しているということなので、特に現在、新型コロナ感染症の対策もありますので、就職等についても非常に心配な状況がございます。その希望どおりになったのかどうなのかも含めて、こういった生徒については追跡して、確認をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○教育長 望月委員。
- ○**望月委員** 今の「在家庭者」の中の「その他」のところなのですけれども、在学中に不登校になっているお子さんが、やはりここには含まれているということでよろしいでしょうか。
- ○教育長 指導室長。
- ○指導室長 当然、そういったお子さんもいらっしゃいますし、そうではないお子さんもいらっしゃいます。

今年度でございますが、例えば「各種学校」の中に、双葉中学校の夜間学級であるとか、江戸 川区の小松川中学校にも夜間学級がございます。実質的に学べなかったということで、夜間学級 に入る。そのようなケースのお子さんについては、中学校は不登校の状況があったと理解してお ります。

それから、高等学校のほうでも、例えば通信制とか、そういったところにも不登校状況にあった子が進学していたり、様々な状況があると考えております。

○教育長 よろしいですか。

齋藤委員。

- ○齋藤委員 小学校の公立のところで「都立中学校等」となっているのですけれども、この「等」というのはどういうのが考えられるのでしょうか。
- ○教育長 指導室長。
- ○指導室長 「都立中学校等」ですね。この 30 名の内訳でございますけれども、小石川中等教育学校、あとは白鴎高校附属中学校、両国高校附属中学校ということで、いわゆる都立中学校と言われているところと、あとは中等教育学校など、少し名称も違いますので「等」ということにさせていただきました。
- ○教育長 齋藤委員、よろしいですか、今のご説明で。
- ○齋藤委員 都立中学校「等」の意味を知りたい。ちょっとイメージが湧かないものですから。
- ○教育長 指導室長。
- ○指導室長 「都立中学校」と言いますけれども、その「中学校」の中には、中高一貫校の場合には、例えば両国高校であれば「附属中学校」、都立のいわゆる中学校、そして両国高等学校に

なるわけですけれども、例えば小石川中等教育学校につきましては、都立中学校ではなくて「中 等教育学校」ということでございます。

例えば前期課程だとか、法令上のいろいろな仕分けのところでございますが、いわゆる都立中 学校というところでは同じでございます。

- ○齋藤委員 要するに、都で別に何かあるわけではなくて、いわゆるそういう一貫校とか、そういう名称のことである。いわゆる都立中学校と認識すればいいということですね。
- ○教育長 よろしいでしょうか。

そのほかにご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項の4につきましては、これで終了といたします。

続きまして、報告事項の5「令和2年度学童保育クラブ入会状況について」の報告をお願いします。

放課後支援課長。

○**放課後支援課長** それでは「令和2年度学童保育クラブ入会状況について」ご説明をさせていただきます。資料をご覧いただければと思います。

はじめに、1の全体でございます。公立私立を合わせた入会者数の合計でございますが、 4,891名でございます。昨年度は記載がありませんけれども4,775名でしたので、116名の増と いう形でございます。

2の公立学童保育クラブにつきましては、令和元年度と同数の 22 クラブで、入会者数は 1,271 名でございます。こちらは昨年度 1,153 名に対して 118 名の増という形でございます。

裏面の2ページをご覧ください。3の私立学童保育クラブでございます。こちらは令和元年度から1施設増えまして、67クラブでございます。入会者数は、3,620名でございます。昨年度が3,622名ということで、1クラブ増えていますけれども、入会者数は2名の減という形でございます。

なお、令和2年4月1日現在でございますが、入会できずに引き続き入会を希望している児童 数につきましては239名で、昨年度は240名でございましたので、1名の減という形でございま す。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。 それでは、報告事項の5を終わりといたします。

続きまして、報告事項の6「専決処分(契約変更)の報告について」報告をお願いします。 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** それでは専決処分の変更について、報告いたします。この件は先ほど可決いただきました議案第 41 号の説明の中であったものでございます。

まず1番は専決処分事項でございます。「葛飾区郷土と天文の博物館常設展示室展示物製造等 委託契約の変更」でございます。

2の相手方につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

3の変更内容でございます。 (1) の変更前の履行期間、令和2年5月31日までを(2) の 令和2年7月5日までに変更したものでございます。

4の変更理由でございます。新型コロナウイルス感染症対策に伴う緊急事態宣言が令和2年4月7日に発出されたことに伴いまして、5月6日まで外出自粛や休業要請等の措置が講じられました。そのことによりまして、改修委託に必要な資材や作業員の確保が困難になったことから、履行期間を延伸したものでございます。

5の専決処分年月日は、令和2年5月1日ございます。

私からは以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。 それでは、報告事項6を終わります。

続きまして、報告事項の7「奥戸総合スポーツセンター少年野球場の改修について」の報告を お願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、奥戸総合スポーツセンター少年野球場の改修につきましてご説明いたします。

まず、1の改修の背景でございます。

一点目といたしまして、少年野球場の敷地のうち、中川沿いの敷地は東京都が進めようとして おりますスーパー堤防事業の対象区間となってございます。

2点目といたしまして、清掃施設の再編により、少年野球場に隣接いたします清掃事務所奥戸 分室及び葛飾中継所が整備される予定であることから、これに合わせまして、震災への安全性向 上による区民の生命と財産を守るための事業でございます、堤防事業に協力するものでございま す。

次に、改修の方向性でございます。

まず、将来的に、堤防事業の整備が実施された場合には、少年野球場敷地が利用しにくい形となるため、清掃施設敷地の一部と敷地交換を行ってまいります。

裏面に別紙がございます。こちらをご覧ください。左側が現況図でございます。少年野球場は 今後堤防工事が行われた場合は黒い線を引いてございます部分まで堤防として整備されることに なります。そこで、右の図が計画図となっておりますが、清掃施設の敷地と交換することで、よ り利用しやすい敷地の地形としてまいるところでございます。

表面にお戻りください。その上で(2)でございます堤防事業の進捗を踏まえつつ、少年野球

場の利用状況やグラウンドの利便性を考慮し、整備を進めてまいります。

3の現況図、計画図は、先ほどご覧いただきましたとおりでございます。

4の今後のスケジュールでございます。清掃施設再編のスケジュールに合わせ、以下のスケジュールで少年野球場の改修を予定しておりまして、まず今年度、令和2年度に敷地の測量、3年度に設計を行いまして、4年度に改修工事を実施していく予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- ○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。 齋藤委員。
- ○齋藤委員 これについては、形がよくなるのでよろしいと思います。

お聞きしたいのは、スーパー堤防の対象区間となっているということなのですが、スーパー堤 防は、お答えできるのか分からないのですけれども、区間というのはどの辺りがスーパー堤防化 される計画なのでしょうか。

- ○教育長 生涯スポーツ課長。
- ○**生涯スポーツ課長** 今回のスーパー堤防事業でございます。スーパー堤防事業といいますと、 国がよく江戸川とかで実施しております、いわゆる高規格堤防というのがございますが、それと はまた違いまして、いわゆる東京都の事業として行われておりまして、中川、綾瀬川、隅田川等 を対象としております事業です。

コンクリートの防潮堤に替わりまして盛り土により造成された幅の広いスーパー堤防を整備することによりまして、地震時の安全性が向上して、潤いのある水辺空間を創出するといったものでございまして、区内ですと東立石の緑地公園の堤防側が緩やかな傾斜になっておりまして、いわゆる東京都のスーパー堤防事業を行った場所となってございます。

- ○教育長 齋藤委員。
- ○齋藤委員 対象区間、大体でいいのですけれどもこの辺りのどういうところが対象区間になっているのでしょうか。
- ○教育長 生涯スポーツ課長。
- ○生涯スポーツ課長 対象区間につきましては、中川、綾瀬川、隅田川等が、いわゆる対象となる河川となってございまして、実施箇所といたしましては、開発者がこのスーパー堤防事業に協力をしていくという意思をもって、東京都が着手をしていくものでございまして、例えばある一定の場所を決めて、東京都が土地を買収して実施していくといったようなイメージとはまた違ったものでございます。

今回、清掃施設の再編で開発行為を行うのを機にスーパー堤防事業に協力していこうということで、スーパー堤防対象敷地として約1,570平米と記載させていただいているこちらも含めて、河川敷のところからスーパー堤防として整備をしていくというものでございます。

- ○教育長 齋藤委員。
- ○齋藤委員 要するにこの図を見ると、こちら側に線がずっと引かれていて、こちらのエリアがずっとスーパー堤防化されていく中の一環としてこうなっているのかと思ったものですから、どこの区間かと聞いたのですけれども、今はそういう計画はあるけれども、その中の一部であるここだけが今回取り組むということなのですか。
- ○教育長 生涯スポーツ課長。
- ○**生涯スポーツ課長** 対象区間としては中川全体がこの事業を行える区間ということになっております。その中で、区として今お示しした 1,570 平米の土地、こちらをスーパー堤防事業として着手してもらおうということで、今回、敷地の形状変更を行うものでございます。
- ○教育長 齋藤委員。
- ○齋藤委員 もう一度確認します。そうすると中川が対象河川になっているということですと、 今、ずっと親水護岸の工事をやっているエリアが対象区間なのだけれども、今はここのところは 協力できるエリアなので取り組んでいるという認識でよろしいのですか。
- ○教育長 生涯スポーツ課長。
- ○生涯スポーツ課長 齋藤委員のおっしゃるとおりでございます。
- ○齋藤委員 分かりました。
- ○**教育長** そのほかに、この件についてご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。 それでは報告事項の7を以上で終わりといたします。

以上で本日の議事が全て終了となりますが、その他、何かご意見ご質問等はございますでしょうか。

教育総務課長。

○**教育総務課長** 恐れ入ります。昨日、緊急事態が解除されたところでございますが、これまでの教育委員会におきます新型コロナウイルス感染症対策と、また今後の対応について、ご報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それではお配りさせていただきました資料をご覧ください。「教育委員会における新型コロナウイルス感染症対策について(5月25日時点)」というものでございます。

まず1番といたしまして、区立学校における対応等についてということで、(1)につきましては、これまでの対応でございます。今年の3月2日から3月25日まで、また4月6日から5月31日まで、先ほどご決定いただいたところですけれども、臨時休業としたところでございます。またその間、インターネットやプリント学習を活用いたしまして、自宅での学習支援を行ったほか、やむを得ない事情がある児童の預かりにも対応してきたところでございます。

そちらの児童の預かり、また学童保育クラブでの取組につきましては、3枚目でございます。 5月4日からとなっていますけれども、実質7日から5月23日までの統計になりますけれども、 一番後ろのページを見ていただきますと、累計で預かりが 1,610 人、1 日平均にしますと 130 人 余り、また学童保育クラブは 5,046 人ということで 1 日平均しますと 336 人という状況になって いるところでございます。

1枚目へお戻りいただきまして、(2)今後の対応でございます。

まずアでございます。学校ですけれども、段階的な教育活動の再開でございます。こちらは先ほど臨時休業の期間を5月31日までということでご決定いただいたところでございますので、その後6月1日からの状況でございます。

まず、私どもで考えてございますのが、6月1日から学校におけます感染拡大防止策を可能な限り講じながら、段階的に実現可能な教育活動を開始していくために、この表のとおり対応していきたいと考えてございます。

まず、段階としては3段階に分けてございまして、第1段階につきましては6月1日からの1週目を想定してございますが、小学校では午前のみ1時間程度、また中学校では午前と午後に1時間程度ということで実施をいたしまして、全ての学年が登校できるよう、小学校では一つから二つの学年に分散して登校、中学校では午前・午後それぞれ一つから二つの学年に分散して登校。それぞれ児童・生徒の健康状況ですとか、学習状況を確認いたします。

またこの段階では給食は実施せず、中学校では週末に入学式を実施したいと考えているところでございます。

また第2段階でございます。2週目・3週目を想定してございますが、午前・午後それぞれ、 学年を決めまして登校をしていくということで、こちらは3時間を予定してございます。この段 階では簡易な昼食、学校給食法に定めます「給食」という形ではないのですけれども、時間的に も短く取れるようにということで、簡易な昼食を実施していく予定でございます。

また第3段階、4週目を想定してございますけれども、こちらから通常の登校を実施していき たいと考えてございます。この段階では給食を実施いたしまして、中学校では部活動の実施も予 定しているところでございます。

おめくりいただきまして、裏面でございます。

これに付随する項目といたしまして、まず(ア)、先ほども申し上げましたが中学校の入学式 と幼稚園の入学式でございます。小学校につきましては4月に行ったところですが、中学校と幼 稚園、それぞれできておりませんでしたので、こちらも感染拡大の防止策を講じた上で、中学校 については6月6日土曜日、幼稚園については6月1日月曜日に実施してまいります。

さらに(イ)でございます。小学校での子どもの預かりでございます。

臨時休業期間中、先ほども申し上げましたとおり、実施してきたところでございますが、1週目から3週目、第1段階・第2段階につきましては、子どもたちが登校しない時間帯が出てくるということでございまして、原則は自宅等で過ごしていただきたいと考えておりますけれども、

なかなか各家庭事情もございますので、やむを得ない事情がある場合は原則といたしまして、小 学校1年生から3年生を対象に、記載の時間の中で、学校での預かりを実施してまいりたいと考 えてございます。

また(ウ)の学童保育クラブにつきましてもこの期間、第1段階・第2段階につきましては家庭での保育をお願いするところでございますが、こちらもやむを得ない場合につきましては、公立学童保育クラブについては朝8時30分からの受入れを、私立学童保育クラブについても引き続き保育の協力を依頼するものでございます。

また(エ)のわくわくチャレンジ広場でございます。こちらは小学校が分散登校を行っている間につきましては、引き続き活動を中止してまいりたいと考えてございます。

またイでございます。こちら、学校給食費相当分の支給につきましては、先ほど報告をさせていただいた案件でございます。

またウにつきましても、先ほど規則改正をご決定いただきましたけれども、区立学校につきましては8月8日から8月24日までを夏季休業日とするものでございます。

次に大きな2番、各施設の状況等でございます。

感染拡大の防止策を講じた上で、以下に記載の表のとおり実施してまいりたいと考えているところでございますけれども、こちらも国ですとか東京都、さらに区の方針等、状況等も変わっているところもございます。現時点でこういった形での再開を考えているところでございますが、今後の状況を見ながら変わる可能性もあるということで、ご承知おきいただければと存じます。 私からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○教育長 ただいまの報告についてご質問等あればお願いしたいと思います。 齋藤委員。
- ○**齋藤委員** 「全ての体育施設」というところの内容なのですけれども、区民からプールはどうなっているのかと聞かれる可能性があるのですけれども、プールについてはどういう扱いになるのでしょうか。
- ○教育長 生涯スポーツ課長。
- ○**生涯スポーツ課長** 屋内温水プールということでよろしいでしょうか。
- ○齋藤委員 はい。
- ○**生涯スポーツ課長** 温水プールはいわゆる屋内施設個人利用、団体利用と同じ扱いで、現時点で6月6日土曜日から再開予定としてございます。
- ○教育長 よろしいですか。
- ○齋藤委員 はい。
- ○教育長 そのほかにご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。望月委員。

- ○望月委員 1日から学校が、分散登校から始まりますけれども、子どもたちが約2か月という 長い間学校に通って来ることができませんでした。学校が始まっても、中には学校に来るのが嫌だという子どもも出てくると思うのです。だから、ぜひそういうところも気をつけながら子ども の状況を見てあげてほしいなと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○教育長 そのほかにはいかがでしょうか。青柳委員。
- ○青柳委員 質問なのですけれども、「全ての区内小中学校及び旧学校における施設の貸し出し」のところですけれども、校庭など屋外施設は「8月1日から再開予定」、遊び場開放は7月からということなのですが、この遊び場開放というのは週末行っている校庭開放が7月からで、地域の団体への貸出しは8月1日からという認識でよろしいですか。
- ○教育長 教育総務課長。
- ○教育総務課長 学校開放でございますけれども、こちらの違いは、まず屋外施設から開けていこうと考えてございます。

6月については、やはり学校施設を使いますので、学校とのスケジュール調整等が必要かなと 考えているところでございまして、団体利用につきましては、7月に利用者調整会議が必要にな りますので、まず、ひと月利用者調整を挟んだ上で、8月からご利用をいただくということ。

それとまた遊び場開放とスポーツ開放につきましては、利用者調整が必要ございませんので、 こちらについては6月、学校との調整が整った上で、7月から利用していただきたいと、そう いった状況でございます。

- ○青柳委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○教育長 そのほかにご質問ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、この件につきましても以上で終了とさせていただきたいと思います。そのほかに何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。日髙委員。
- ○**日高委員** これはもう既に社会の中ではいろいろ言われておりますけれども、学校の9月入学制度、これについて制度化しようというご意見が大変多くなってきたとも伺っておりますが、非常に性急過ぎるなと私個人的には思いまして。やはりこういうふうに制度化していくには十分に論議する必要があると思う。それもしないで、なし崩し的にやっていくとまた一度は東京大学で9月入学ということは出されていたわけですけれども、それも現実的にかなわなかったわけでありますから、十分慎重に論議をしていただきたい。

併せて、各地教委等もこれについてはそれぞれの意見を持っておく必要があるのではないか。 具体的に、メリット、デメリットを明確にしていないと、制度化するというのはすごく難しいと 思うのです。口では簡単に9月からやればいいなどと言っていますけれども、そうなった場合に 大混乱を起こすのではないかと、逆にそんなふうにも思いますので、一度何かの機会に連絡事項 等でもいいですし、十分に話し合う機会を作っていただくとありがたいと思います。お願いして おきたいと思います。

- ○教育長 国等から何か具体的な情報などが出てきた機会がございましたら、その機を捉えてご報告等させていただければと思います。
- ○日髙委員 そうですね。
- ○教育長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして令和2年教育委員会第11回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻11時33分